

平成19年度沖縄県人事行政の運営等の状況

平成20年9月

沖縄県

目 次

第1 趣旨 · · · · ·	1
第2 人事行政の運営の状況	
1 職員の任免及び職員数に関する状況	
(1) 職員の採用の状況 · · · · ·	2
(2) 再任用職員の採用の状況 · · · · ·	2
(3) 退職の状況 · · · · ·	2
(4) 職員数の状況 · · · · ·	3
2 職員の給与の状況	
1 総括	
(1) 人件費の状況（普通会計決算） · · · · ·	4
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算） · · · · ·	4
(3) 特記事項 · · · · ·	4
(4) ラスパイレス指数の状況 · · · · ·	4
(5) 給与改定の状況 · · · · ·	4
2 職員の平均給与月額、初任給等の状況	
(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 · · · · ·	5
(2) 職員の初任給の状況 · · · · ·	6
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 · · · · ·	7
3 一般行政職の級別職員数等の状況	
(1) 一般行政職の級別職員数の状況 · · · · ·	7
(2) 昇給への勤務成績の反映状況 · · · · ·	8
4 職員の手当の状況	
(1) 期末手当・勤勉手当 · · · · ·	8
(2) 退職手当 · · · · ·	9
(3) 地域手当 · · · · ·	9
(4) 特殊勤務手当 · · · · ·	10
(5) 時間外勤務手当 · · · · ·	15
(6) その他の手当 · · · · ·	15
5 特別職の報酬等の状況 · · · · ·	18
6 公営企業職員の状況	
(1) 水道事業 · · · · ·	18
(2) 工業用水道事業 · · · · ·	22
(3) 病院事業 · · · · ·	26
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
(1) 勤務時間の状況 · · · · ·	30
(2) 年次休暇の状況 · · · · ·	30
(3) 特別休暇等の状況 · · · · ·	31
4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況	
(1) 分限処分の状況 · · · · ·	32
(2) 懲戒処分の状況 · · · · ·	32
5 職員の服務の状況	
常利企業等の従事許可の状況 · · · · ·	33
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	
(1) 研修の状況 · · · · ·	33
(2) 勤務成績の評定の状況 · · · · ·	34
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	
(1) 厚生制度の状況 · · · · ·	34
(2) 公務災害補償の状況 · · · · ·	35

第3 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験の実施状況	35
ア 上級試験	35
イ 中級試験	36
ウ 初級試験	36
エ 警察官試験	36
オ 身体障害者を対象とした採用選考試験	36
カ 採用試験の実施日程	36
(2) 採用選考の状況	37
(3) 昇任試験の実施状況	37
(4) 昇任選考の状況	38
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	39
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	41
4 不利益処分に関する不服申立ての状況	42

平成19年度沖縄県人事行政の運営等の状況

第1 趣旨

任命権者が報告した平成19年度における職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況並びに人事委員会が報告した平成19年度における業務の状況について、沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年沖縄県条例第4号）第6条の規定により公表するものである。

地方公務員法（抜粋）

（人事行政の運営等の状況の公表）

第58条の2 任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員（第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

- 2 人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、業務の状況を報告しなければならない。
- 3 地方公共団体の長は、前2項の規定による報告を受けたときは、条例で定めるところにより、毎年、第1項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前項の規定による報告を公表しなければならない。

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（公表）

第6条 知事は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

- 2 前項の公表は、次に掲げる方法により行う。
 - (1) 県公報に掲載する方法
 - (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

第2 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号）に基づき、任命権者が採用した職員数の状況である。

職員の採用の状況（平成19年度）

（単位：人）

区分	試験の種類			選考	合計
	上級試験	中級試験	初級試験		
一般行政職	64	16	7	39	126
事務職	44	16	7	26	93
技術職	20	0	0	13	33
警察職	35	0	45	19	99
教育職	0	0	0	358	358
企業職	2	0	0	160	162
現業職	0	0	0	0	0

備考 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである（以下(2)及び(3)において同じ。）。

- (1) 一般行政職 (2)から(5)までに掲げる職員以外の職員
- (2) 警察職 公安職給料表が適用される職員
- (3) 教育職 教育職給料表が適用される職員
- (4) 企業職 沖縄県企業職員
- (5) 現業職 現業職給料表が適用される職員

(2) 再任用職員の採用の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。ただし、再任用職員の再任用期間を更新した場合にも、採用として数に計上している。

再任用職員の採用の状況（平成19年度）

（単位：人）

区分	常時勤務	短時間勤務	合計
一般行政職	3	26	29
事務職	3	15	18
技術職	0	11	11
警察職	0	2	2
教育職	15	0	15
企業職	0	2	2
現業職	3	2	5

(3) 退職の状況

職員の退職等の状況である。

退職の状況（平成19年度）

（単位：人）

区分	定年退職	勧奨退職	その他の						合計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	
一般行政職	224	56	26	0	0	0	7	10	323
警察職	38	30	25	0	0	0	2	2	97

教 育 職	337	114	52	0	0	0	1	0	504
企 業 職	34	16	144	0	0	0	0	0	194
現 業 職	8	3	2	0	0	0	0	1	14

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の退職
- (2) 勧奨退職 任命権者が行う退職勧奨に応じた退職
- (3) 普通退職 自己都合による退職
- (4) 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- (5) 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- (6) 失 職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- (7) 任期満了 定められた任期が満了したことによる退職
- (4) 職員数の状況

各年4月1日現在の一般職に属する職員の部門別の状況である。

職員数の状況

(各年4月1日現在。単位：人)

部 門	区 分	職 員 数			対前年増減数			平成19年度分の主な増減理由
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
一般行政部門	議会	42	42	42	△ 1	0	0	事務の統廃合縮小等
	総務企画	806	800	778	△ 2	△ 6	△22	事務の統廃合縮小等
	税務	186	189	186	1	3	△ 3	事務の統廃合縮小等
	民生	483	478	457	△16	△ 5	△21	事務の統廃合縮小等
	衛生	653	634	628	△ 7	△19	△ 6	事務の統廃合縮小等
	労働	113	111	110	△ 3	△ 2	△ 1	事務の統廃合縮小等
	農林水産	1,095	1,075	1,063	△23	△20	△12	事務の統廃合縮小等
商工		213	211	215	△ 2	△ 2	4	雇用創出戦略スタッフの配置等
	土木	841	836	825	△ 7	△ 5	△11	事務の統廃合縮小等
小 計		4,432 (21)	4,376 (21)	4,304 (23)	△60 (14)	△56 (0)	△72 (2)	
特別行政部門	教育	13,950	13,798	13,622	△60	△152	△176	児童生徒数の減に伴う減
	警察	2,789	2,823	2,844	45	34	21	法令基準の充足による増
小 計		16,739 (0)	16,621 (0)	16,466 (10)	△15 (△ 1)	△118 (△ 0)	△155 (10)	
普通会計計		21,171 (21)	20,997 (21)	20,770 (33)	△75 (13)	△174 (0)	△227 (12)	
公会 営計 企業 門 等	病院	2,284	2,252	2,228	9	△32	△24	看護職員の欠員
	水道	311	302	296	△10	△ 9	△ 6	事務の統廃合縮小等
	下水道	94	92	90	△ 3	△ 2	△ 2	事務の統廃合縮小等
	その他	36	34	30	△ 1	△ 2	△ 4	事務の統廃合縮小等
小 計		2,725 (3)	2,680 (2)	2,644 (2)	△ 5 (3)	△45 (△1)	△36 (0)	
合 計		23,896 (24)	23,677 (23)	23,414 (35)	△80 (16)	△219 (△ 1)	△263 (12)	

備考 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含む。

2 再任用短時間勤務職員は括弧書とし、職員数の外書としている。

3 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 一般行政部門 (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員
- (2) 特別行政部門 教育委員会の職員及び警察職員
- (3) 公営企業等会計部門 公営企業会計及び特別会計等に係る職員

4 各部門の小計欄及び合計欄の再任用短時間勤務職員の数については、前回の公表において一部

集計もれがあったため、今回これを訂正し記載している。

2 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 $B \div A$	(参考) 平成18 年度の人事費率
平成19年度	人 1,391,215	千円 570,020,746	千円 1,933,148	千円 203,486,437	% 35.7	% 34.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

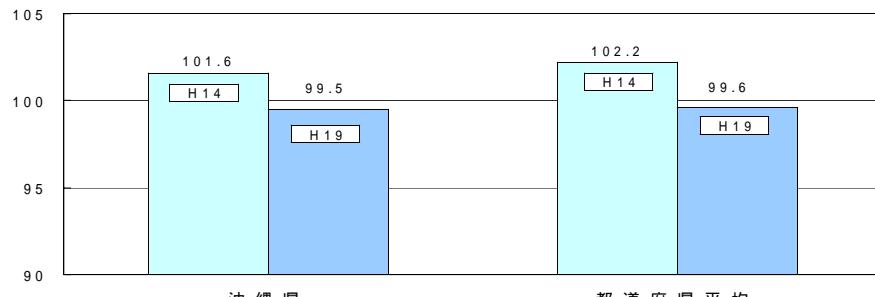
区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費 千円 7,596
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
平成19年度	人 20,769	千円 94,743,569	千円 17,340,209	千円 36,119,981	千円 148,203,759	千円 7,136

備考 1 表中「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 表中「職員数」は、平成19年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項 平成18年4月1日から一般職員の管理職手当を15%減額している。なお、平成10年8月1日から平成18年3月31日までの期間は、10%減額であった。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



備考 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指標である。

(5) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人 事 委 員 会 の 励 告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 $A - B$	勧告 (改定率)		
平成19年度	円 366,446	円 370,198	△3,752円 (1.01%)	% 0.11	% 0.11	% 0.35

備考 表中「民間給与」及び「公務員給与」とは、人事委員会の勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

イ 特別給

区分	人 事 委 員 会 の 励 告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支 給月数 B	較差 $A - B$	勧告 (改定 月数)		
平成19年度	月 4.26	月 4.45	月 △0.19	月 △0.10	月 4.35	月 4.50

備考 表中「民間の支給割合」とは民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」とは期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
沖縄県	43.1歳	337,400円	385,205円	369,354円
国	40.7歳	325,724円	—	383,541円
都道府県平均	43.6歳	354,147円	436,429円	396,019円

イ 技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参考 A ÷ B
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 A	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の類似職種	平均年齢	平均給与 月額 B	
沖縄県	47.4歳	434人	324,400円	370,428円	355,299円	—	—	—	—
うち運転士	45.7歳	115人	318,519円	369,814円	354,752円	自家用車 自動車運 転者	45.3歳	209,300円	1.77
うち用務員	50.9歳	122人	340,418円	371,585円	365,095円	用務員	53.9歳	227,200円	1.64
うち農業技術補佐員	41.9歳	84人	296,039円	372,569円	341,985円	—	—歳	—円	—
うち介助員	51.4歳	40人	357,873円	386,571円	381,116円	—	—歳	—円	—
うち電話交換士	49.2歳	19人	342,258円	373,315円	355,377円	—	—歳	—円	—
うち印刷技士	45.3歳	5人	328,740円	364,083円	353,620円	—	—歳	—円	—
うち土木整備員	42.0歳	8人	288,213円	334,732円	324,738円	—	—歳	—円	—
うち守衛	45.5歳	3人	304,733円	372,252円	324,400円	守衛	52.6歳	200,700円	1.85
うち調理員・調理士	50.0歳	38人	317,713円	352,825円	344,010円	調理士	42.9歳	185,200円	1.91
国	—歳	一人	—円	—	—円	—	—	—	—
都道府県平均	—歳	一人	—円	—円	—円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C ÷ D
沖縄県	—	—	—
うち運転士	5,984千円	2,876千円	2.08

うち用務員	6,100千円	3,284千円	1.86
うち農業技術補佐員	5,882千円	－千円	－
うち介助員	6,324千円	－千円	－
うち電話交換士	6,073千円	－千円	－
うち印刷技士	5,915千円	－千円	－
うち土木整備員	5,243千円	－千円	－
うち守衛	5,904千円	2,581千円	2.29
うち調理員・調理士	6,124千円	2,392千円	2.56

備考 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成16年から18年までの3ヶ年平均）

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

3 年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	41.8歳	368,800円	421,717円
都道府県平均	44.4歳	401,470円	469,882円

エ 小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	43.0歳	375,500円	429,885円
都道府県平均	43.8歳	389,710円	452,184円

オ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
沖縄県	39.8歳	332,500円	438,875円	364,439円
国	42.0歳	332,446円	－	379,710円
都道府県平均	40.7歳	344,824円	493,047円	390,204円

備考 1 表中「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 表中「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区分		沖縄県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	—
	中学卒	129,200円	—
高等学校教育職	大学卒	192,800円	—
	高校卒	148,800円	—
小・中学校教育職	大学卒	192,800円	—
	高校卒	148,800円	—
警察職	大学卒	187,500円	187,500円
	高校卒	158,100円	158,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	265,392円	324,070円	378,723円
	高校卒	214,179円	263,808円	298,583円
技能労務職	高校卒	—円	268,400円	289,967円
	中学卒	197,800円	247,533円	294,050円
高等学校教育職	大学卒	308,067円	368,566円	404,316円
	高校卒	—円	—円	—円
小・中学校教育職	大学卒	303,346円	366,454円	397,861円
	高校卒	—円	—円	—円
警察職	大学卒	289,670円	326,414円	371,673円
	高校卒	264,256円	292,808円	336,461円

備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに県に採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数をいう。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

ア 級別職員の数等

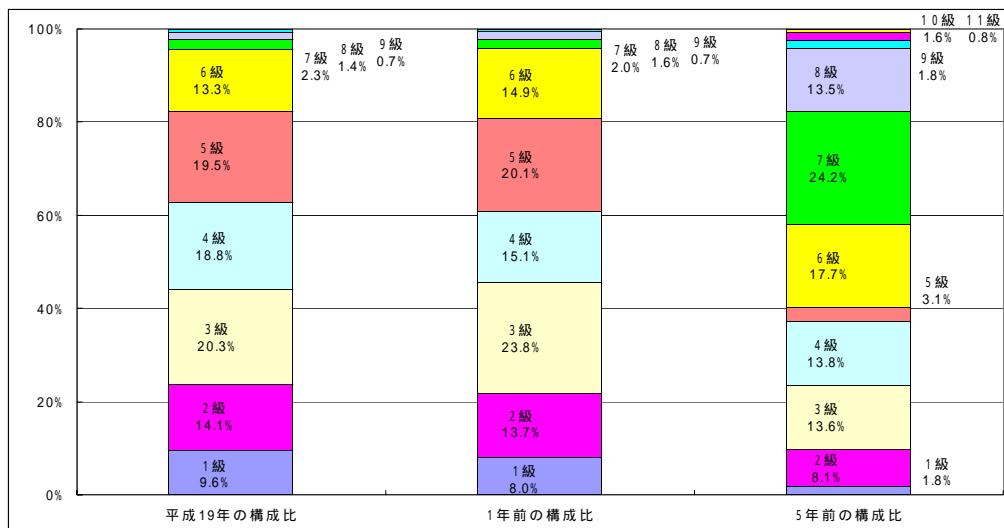
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	1 主任の職務 2 主事又は技師の職務	452人	9.6%
2級	1 副主査の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする主任の職務	663人	14.1%
3級	1 主査又は主任技師の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする副主査の職務	956人	20.3%
4級	1 班長又は主幹の職務	883人	18.8%

	2 相当高度な知識又は経験を必要とする主査又は主任技師の職務		
5級	相当困難な業務を行う班長又は主幹の職務	918人	19.5%
6級	課長又は副参事の職務	624人	13.3%
7級	相当困難な業務を行う課長又は副参事の職務	110人	2.3%
8級	統括監又は参事の職務	67人	1.4%
9級	公室長、本庁の部長又は参事監の職務	33人	0.7%

備考 1 沖縄県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

イ 級別職員の構成比



備考 給料表は、平成18年に旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級がそれぞれ統合され、11級制から9級制に変更されている。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

ア 課長級以上の特定職員 平成18年度から導入している勤務評価の結果に基づき、「極めて良好、特に良好、良好（標準）、やや良好、良好でない」の5段階で、勤務成績の状況を昇給へ反映させている。

イ 特定職員以外の職員 人事委員会通知に基づき、従前の取扱いに準じ、「特に良好、良好（標準）、良好と認められない」の3段階で、勤務成績の状況を昇給へ反映させている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

沖縄県	国
1人当たり平均支給額（平成19年度） 1,644千円	—
（平成19年度支給割合） 期末手当 3.00月分 (1.60) 月分	（平成19年度支給割合） 期末手当 3.00月分 (1.60) 月分
勤勉手当 1.35月分 (0.70) 月分	勤勉手当 1.50月分 (0.75) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 %から20%まで 管理職加算 10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 %から20%まで 管理職加算 10%から25%まで

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

ア 課長級以上の特定職員 平成18年度から導入している勤務評価の結果に基づき、「極めて良好、特に良好、良好（標準）、やや良好、良好でない」の5段階で、勤勉手当へ反映させている。

イ 特定職員以外の職員 一律支給

(2) 退職手当 (平成19年4月1日現在)

沖縄県			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%から20%までの割合の額を加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%から20%までの割合の額を加算)	
(退職時特別昇給)	無)	(退職時特別昇給)	無)
1人当たり平均支給額	6,262千円	27,096千円			

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は平成19年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績 (平成19年度決算)		66,619千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成19年度決算)		537,250円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度 (支給率)
東京都特別区	40人	14%	14%
大阪市	5人	12%	12%
名古屋市	1人	12%	12%
福岡市	1人	8%	8%
上記地域の異動保障	45人	異動前の支給率の70% (1年間)	異動前の支給率の100%から80%まで (2年間)
医師・歯科医師	32人	12%	12%
県内全市町村	20,645人	0%	0%
平均支給率		0%	0%

備考 「国の制度 (支給率)」の欄の率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度 (支給率)
東京都特別区	18%	18%
大阪市	15%	15%
名古屋市	12%	12%
福岡市	10%	10%
上記地域の異動保障	異動前の支給率の70% (1年間)	異動前の支給率の100%から80%まで (2年間)

医師・歯科医師	15%	15%
県内全市町村	0%	0%

備考　国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算）	770,605千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	72,073円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成19年度）	51.5%		
手当の種類（手当数）	51		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
種雄牛等取扱手当	畜産研究センター又は家畜改良センターに所属する職員（現業職員を含む。）	1 牛及び豚の自然交配、精液の採取若しくは人工授精又はこれらの作業の準備のために牛及び豚を御する作業 2 牛の削蹄又はその作業の準備のために牛を御する作業	日額230円
交通取締等手当	特定警察官（警察官のうち警部以下の階級にあるものをいう。以下「特定警察官」という。）	交通の取締り、人身事故の処理及び高速道路での物損事故の処理作業	日額560円（高速道路における作業の場合は、日額840円）
自動車等警ら作業手当	特定警察官	無線自動車警らによる警らの作業 交通取締用自動二輪車による交通指導及び取締りの作業	日額310円 日額410円
爆発物取締作業手当	特定警察官、知事公室防災危機管理課又は支庁総務・観光振興課に所属する職員	火薬類取締法及び高圧ガス取締法に規定する保安検査、立入検査又は完成検査等の作業	日額230円
海上業務手当	船舶に乗り組む職員	航海中における調査、試験研究、漁業取締り、捜査、警備又は救難等の業務	日額230円
暴風雨時手当	職員（現業職員を含む。）	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、業務に従事することを特別に命じられたときの業務	1時間500円
社会福祉手当	福祉保健所に勤務し現業を行う社会福祉主事、児童相談所に勤務し現業を行う児童福祉司、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司	福祉に関する業務	月額12,800円
	福祉保健所に勤務し現業を行う母子自立支援員、児童相談所に勤務し現業を行う児童心理司、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う社会福祉主事及び心理判定員、婦人相談所に勤務す	福祉に関する業務	月額6,400円

	る心理判定員等		
特殊現場作業手当	土木事務所、支庁土木建築課、農林土木事務所等に勤務する職員	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は水面下4メートル以上の深所等で行う作業	日額230円
遺骨収集作業手当	職員	遺骨収集の作業	日額250円
精神保健業務手当	福祉保健部障害保健福祉課に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第3項の規定に基づく精神保健指定医の診察への立会い若しくは同法第29条第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送業務又は同法第38条の6第1項の規定に基づく精神病院に入院中の者への質問業務若しくは精神保健指定医の診察への立会い	日額230円
	保健所に勤務する運転士	精神障害者の搬送業務	
爆発物等処理作業手当	特定警察官	爆発物若しくはその疑いのある物件の処理作業又はサリン等による人身被害の防止に関する法律第2条に規定するサリン等若しくはその疑いのある物質の処理作業	1回4,600円（特殊危険物質等の製造解明実験作業の場合は、1回460円）
潜水作業手当	特定警察官、水産研究センター、水産業改良普及センター、栽培漁業センター、支庁農林水産整備課又は実習船運営事務所に勤務する職員	潜水器具を着用した潜水作業	1 潜水深度20mまで1時間310円 2 潜水深度30mまで1時間780円 3 潜水深度30m超1時間1,500円
救難等作業手当	警察官	救難又は救助等の作業	日額840円(特別の場合は、1,680円)
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う次に掲げる業務 (1) 航空機の操縦業務 (2) 航空機の整備業務 (3) 前2号に掲げる以外の業務（旅行又は物品の輸送等を目的とする業務を除く。）	(1) 1時間5,100円 (2) 1時間2,200円 (3) 1時間1,900円
銃器犯罪捜査手当	警察官	防弾装備を装着し、及び武器を携帯して、銃器を使用している犯罪現場における犯人逮捕の作業、銃器を所持する犯人逮捕の作業等	日額600円から日額1,200円までの範囲内の額
はぶ等捕獲作業手当	特定警察官	住民等から要請を受け、はぶ等の毒蛇を捕獲し、又は撲殺する作業	1回につき800円
死体処理作業手当	職員	死体の発見の場所又は解剖の施設において直接死体を取り扱う作業	1体につき1,100円から2,500円までの範囲内の額
家畜保健衛生手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法第3条第1項に規定する業務	月額17,500円

浄化処理作業手当	下水道管理事務所（管理班及び水質管理班に限る。）に勤務する職員	下水道施設における汚泥等の処理作業	月額8,400円
防疫等作業手当	職員	1 感染症の病原体に汚染されている区域における防疫作業 2 家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻そ）の病菌を有する家畜若しくは有する疑いのある家畜の防疫作業 3 動物用生物学的製剤製造又は病原検索試験研究の作業	日額290円
有害薬物取扱等手当	1 農林水産部森林緑地課、工業技術支援センター、畜産研究センター、農業研究センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター等に勤務する職員 2 保健所に勤務する医療監視員及び薬事監視員	1 毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物若しくは劇物を利用した理化学的試験研究若しくは病害虫防除の作業 2 医療法及び毒物及び劇物取締法に基づく立入検査の業務	日額290円
	農業研究センター、家畜改良普及センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター又は高等学校に勤務する現業職員	毒物及び劇物を利用した理化学的試験研究の補助又は病害虫防除作業	
用地等交渉手当	土木事務所（用地班、河川都市用地班）、支庁土木建築課（総務用地班）等に勤務する用地等交渉業務を本務とする職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務	月額14,200円
	土木建築部道路管理課、土木事務所等に勤務する職員（月額の適用を受ける職員は除く。）	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務	日額600円（業務が6時以降の場合、400円を加算）
私服捜査等手当	特定警察官、警察本部に勤務する電子計算機に係る犯罪の解析その他情報技術の解析に作業する職員	私服を着用して現場における犯罪の予防若しくは捜査の作業又は被疑者の逮捕の作業	日額560円
看守手当	特定警察官	留置場における被留置者の看守の作業	日額180円
護送手当	特定警察官	被疑者、被告人又は法令により拘禁されている者の護送作業	日額190円
鑑識作業手当	職員（警察官にあっては、特定警察官に限る。）	指紋、手口又は写真を利用する犯罪鑑識作業及び理化学、法医学又は銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業	1 現場 日額380円 2 内勤 日額280円
警ら作業手当	特定警察官	交番等に勤務する地域警察官及び機動隊員等による警らの作業	日額250円
術科指導手当	警察本部警務部教養課又は警察学校に勤務する特定警察官、警察本部警務部教養課に勤務する警察官以外の職員	柔道、剣道、逮捕術又はけん銃操法の指導作業	日額200円

短波無線電話取扱作業手当	警察本部通信指令課に勤務する特定警察官	短波無線電話の取扱作業	日額170円
通訳作業手当	職員（警察官にあっては、特定警察官に限る。）	特定の作業に付随して行う通訳の作業	日額250円
夜間特殊業務手当	警察本部、警察署及び石嶺児童園に勤務する職員、総務部管財課に勤務する守衛、厚生園に勤務する寮母（父）、県立学校に勤務する警備員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	1 深夜の全部の勤務 1回 980円 2 2時間以上の勤務 1回 650円 3 2時間未満の勤務 1回 410円
巡回診療手当	福祉保健部医務・国保課に勤務する職員	無医地区における巡回診療の業務	日額1,000円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の教頭、教諭、助教諭又は講師	小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導の業務	日額290円
面接指導手当	通信教育を行う学校及びその協力校の教育職員（通信教育に従事することを本務とする職員を除く。）	面接指導の業務	1時間1,500円
兼務授業手当	高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の定時制の課程の授業の業務	授業1時間1,500円
	定時制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の全日制の課程の授業の業務	
職業訓練手当	職業能力開発校に勤務する職業訓練指導員	職業訓練の業務	給料月額の10%（上限額月額40,000円）
税務手当	総務部税務課、県税事務所、自動車税事務所又は支庁県税課に勤務する職員	県税に関する業務	月額9,500円から月額32,000円までの範囲内の額（滞納処分又は犯則取締りの業務に従事したときは日額100円を加算）
	県税事務所又は自動車税事務所に所属する運転士	県税に関する業務を円滑に遂行するため、自動車の運転及び整備作業等に従事	月額4,000円
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員（校長及び教頭を除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	日額1,500円から日額2,100円までの範囲内の額
		修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	日額1,700円
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの	日額1,700円
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である	日額1,200円

		る日に行うもの	
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの	日額900円
路上免許試験作業手当	職員（警察官にあっては、特定警察官に限る。）	道路において行う自動車運転免許技能試験の作業	日額170円
農業機械等運転作業手当	農業研究センター、畜産研究センター、家畜改良センター又は家畜保健衛生所に勤務する職員	道路交通法施行規則第2条の表に掲げる特殊自動車又は小型特殊自動車（耕耘機）の運転作業	日額230円
	現業職員	農業機械等の運転作業	日額230円
病害虫防除指導手当	病害虫防除技術センターに勤務する職員（研究職給料表の適用を受ける職員を除く。）	病害虫の発生予察及び防除指導業務	給料月額の8%（上限額月額32,000円）
農業教育指導手当	農業大学校に勤務する職員	農業教育指導の業務	給料月額の10%（上限額月額40,000円）
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	訓練式、ポンプ操作法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の訓練の指導の業務	日額700円
夜間緊急呼出手当	特定警察官等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う交通取締等、爆発物等処理作業、私服捜査等又は鑑識作業等の業務	日額620円（勤務時間が3時間を超える場合は、日額1,240円）
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭（特定の主任等の職務を担当する教諭に限る。）	教務その他教育に関する事項についての連絡調整及び指導助言の業務	日額200円
航空機整備業務手当	職員	航空法第24条に規定する一等整備士又は二等整備士としての業務	月額23,000円
身辺警護等作業手当	警察官	身辺警護等の作業	日額640円（特別の場合は、1,150円）
定時制夜間勤務手当	定時制の課程を置く高等学校に勤務する事務職員	定時制の課程に関する業務	1 事務長 月額2,000円 2 事務長以外の職員 月額4,000円
	定時制の課程を置く高等学校に勤務する現業職員	炊事等の業務	月額4,000円
医師手当	医師又は歯科医師である職員	診療その他医療に関する業務	勤務公署に応じ、月額45,000円から月額160,000円までの範囲内の額
伝染病防疫手当	1 保健所に所属する運転士 2 家畜保健衛生所又は家畜に試験場衛生所に所属	1 感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務 2 家畜伝染病予防法第2条に	日額290円

	する現業職員	定める家畜伝染病の病原体に汚染されている区域において患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	
清しき作業手当	厚生園に所属する現業職員	入園者の死体の清しき、綿せん及び納棺の作業	日額620円
道路上作業手当	土木事務所又は支庁土木建築課に所属する現業職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	日額300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成19年度決算）	2,064,068千円
職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	99千円
支給実績（平成18年度決算）	2,045,510千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	97千円

(6) その他の手当（平成19年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成19年度決算)
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がない場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同じ	—	2,586,585千円	241,601円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円	異なる	所有住居月額2,500円（住宅取得後5年間に限り支給）	2,034,864千円	159,936円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、5,000円を超える分について、2分の1の加算	異なる	交通機関利用の支給限度額 月額55,000円まで	1,565,817千円	91,993円

	(2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額				
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）	異なる	職員と配偶者等の住居の距離について500km未満の区分を国基準より細分化している。	204,345千円	411,157円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（部長、統括監、課長、校長、教頭等）に支給。職務に応じ104,200円から39,700円までの範囲内の額	異なる	1 給料月額の25%から10%までの範囲内の額 2 課長補佐級への支給あり	972,487千円	595,157円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 (1) 医師又は歯科医師 月額306,900円以内（35年間漸減しながら支給） (2) 獣医師 月額8,000円以内（8年間漸減しながら支給）	異なる	1 科学技術に関する高度な専門的知識を有する職員に月額100,000円以内で支給 2 獣医師に支給なし	92,066千円	1,770,500円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額の合計額に、公署に応じ25%から4%までの割合を乗じた額	同じ	—	856,801千円	628,153円
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額の合計額に、公署に応じ、異動後4年間は6%から4%まで、5年目は4%、6年目は2%の割合を乗じた額	同じ	—		
へき地手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額の合計額に、学校に応じ25%から4%	/	/	1,233,330千円	804,521円

	%までの割合を乗じた額	/	/	/	
へき地手当に準ずる手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等への異動に伴って住居移転したとき、異動後3年間（任命権者が必要と認める場合は6年間）支給。給料及び扶養手当の月額の合計額に、異動後5年間は4%、6年目は2%の割合を乗じた額	/	/	/	
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ	—	441,021千円	173,221円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	—	247,624千円	122,103円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務1回につき4,200円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、7,200円又は5,900円）	同じ	—	404,385千円	182,155円
管理職員特別勤務手当	管理職員（大学の学長含む。）が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により休日等に勤務した場合に支給 (1) 大学の学長を除く管理職員 1回4,000円から12,000円まで (2) 大学の学長 1回18,000円	同じ	—	24,742千円	271,890円
義務教育等教員特別手当	公立の学校に勤務する教育職員に支給。職務の級及び号給に応じ月額5,000円から月額20,200円までの範囲内の額	/	/	1,829,435千円	155,909円
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する校長及び教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭等に支給 (1) 管理職員 給料月額の8% (2) 管理職員以外の職員 給料月額の10%	/	/	83,160千円	464,581円
産業教育手当	農業、水産、工業等の課程を置く高等学校に勤務し、実習	/	/	199,176千円	423,779円

	を伴う農業、水産、工業、電波若しくは商船に関する科目の授業及び実習を担当する時間数がその者の担当時間数の2分の1以上となる教諭、実習助手等に支給。給料月額の10%（定時制通信教育手当を受ける者は6%）				
農林漁業普及指導手当	農業、林業、又は水産業の普及指導事業に従事する職員に支給 (1) 管理職員 給料月額の4% (2) 管理職員以外の職員 給料月額の8%			62,835千円	418,900円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、本県に派遣された職員がその職員の住所又は居所を離れて、本県の区域に滞在することを要する場合に支給。 1日につき3,970円から6,620円までの範囲内の額			0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	知事 副知事	1,250,000円（ 990,000円（ — — 円） 円）		
議員報酬	議長 副議長 議員	1,000,000円（ 860,000円（ 770,000円（ — — 円） 円） 円）		
期末手当	知事 副知事	(平成19年度支給割合) 3.3月分 注 平成18年4月1日から期末手当を15%減額している。		
期末手当	議長 副議長 議員	(平成19年度支給割合) 3.3月分		
退職手当	知事 副知事	(算定方式) 125万円×在職月数×0.50 99万円×在職月数×0.42	(1期の手当額) 3,000万円 1,996万円	(支給時期) 任期満了時 任期満了時

備考 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当見込額である。

6 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

- ア 職員給与費の状況
- (ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B ÷ A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成19年度	千円 15,428,452	千円 505,260	千円 2,542,290	% 16.5	% 16.7

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 $B \div A$	(参考) 都道府県平均1人当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成19年度	人 296	千円 1,174,987	千円 289,732	千円 467,463	千円 1,932,182	千円 6,528	千円 7,857

備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

2 表中「職員数」は、平成20年3月31日現在の人数である。

(イ) 特記事項 平成18年4月1日から一般職員の管理職手当を15%減額している。なお、平成10年8月1日から平成18年3月31日までの期間は、管理職手当を10%減額していた。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成19年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖縄県	41.5歳	335,227円	551,422円
団体平均	45.3歳	404,239円	653,434円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

沖縄県	団体平均
1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,601千円	1人当たりの平均支給額 - 千円
(平成19年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.00月分 1.35月分 (1.60)月分 (0.70)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当(平成19年4月1日現在)

沖縄県	団体平均
(支給率) 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例(2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 - 千円 26,677千円	1人当たり平均支給額 - 千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ア) 地域手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)	1,073千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	357,756円		
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度(支給率)

東京特別区	2人	14%	14%
-------	----	-----	-----

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
東京特別区	18%	18%

備考 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(イ) 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算）	13,339千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	71,315円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成19年度）	54.5%		
手当の種類（手当数）	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	1時間800円
用地交渉業務手当	建設課用地係に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	日額600円（ただし、午後6時以降400円加算）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	浄水施設における24時間運転管理業務	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査・調査等	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく調査、測量、導送水管等の弁操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の作業	日額150円
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	日額400円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	水質試験業務	日額150円
		薬品注入設備等薬品を取り扱う設備を分解して行う修繕業務、漏洩事故対応（薬液が吹き出す程度以上）	日額230円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成19年度決算）	110,175千円
----------------	-----------

支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	442千円
支給実績（平成18年度決算）	119,345千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	463千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当（平成19年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がない場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同	—	45,488千円	254,123円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円	同	—	37,694千円	168,276円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、5,5,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同	—	46,108千円	164,085円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）	同	—	0千円	0円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給(企業技監、次長、課長等)。職の区分に応じ93,800円から49,400円までの範囲の額	同	—	17,101千円	684,031円
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同	—	29,108千円	220,514円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同	—	20,754千円	225,591円

(2) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B ÷ A	(参考) 平成18年度の 総費用に占める職員給 与費比率
平成19年度	千円 279,441	千円 21,654	千円 26,865	% 9.6	% 9.6

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B ÷ A	(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成19年度	人 4	千円 13,189	千円 4,537	千円 5,032	千円 22,758	千円 5,690	千円 7,286

備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

2 表中「職員数」は、平成20年3月31日現在の人数である。

(イ) 特記事項 平成18年4月1日から一般職員の管理職手当を15%減額している。なお、平成10年8月1日から平成18年3月31日までの期間は、管理職手当を10%減額していた。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	34.0歳	274,769円	474,120円
団 体 平 均	45.3歳	387,272円	606,347円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	団体平均
1人当たり平均支給額(平成19年度)	1人当たりの平均支給額

1,258千円	- 千円
(平成19年度支給割合) 期末手当 3.00月分 (1.60)月分	勤勉手当 1.35月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当 (平成19年4月1日現在)

沖 縄 県		団体平均
(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 (2%から20%までの割合の額を加算)	
(退職時特別昇給)	無)
1人当たり平均支給額	- 千円	1人当たり平均支給額 - 千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績 (平成19年度決算)	0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成19年度決算)	0円		
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
東京特別区	0人	14%	14%
県内全市町村	5人	0%	0%

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度 (支給率)
東京特別区	18%	18%
県内全市町村	0%	0%

備考 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(エ) 特殊勤務手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績 (平成19年度決算)	195千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成19年度決算)	65,067円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成19年度)	100.0%		
手当の種類 (手当数)	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	1時間800円
検針業務手当	企業局排水管理課に所属する職員	検針業務	日額350円
用地交渉業務手当	建設課用地係に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	日額600円（ただし、午後6時以降400円加算）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管管理課水管理センターに所属する職員	浄水施設における24時間運転管理業務	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査・調査等	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく調査、測量、導送水管等の弁操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の作業	日額150円
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	日額400円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	水質試験業務	日額150円
		薬品注入設備等薬品を取り扱う設備を分解して行う修繕業務、漏洩事故対応（薬液が吹き出す程度以上）	日額230円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成19年度決算）	1,495千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	1,495千円
支給実績（平成18年度決算）	498千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	364千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当（平成19年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,0	同		624千円	312,000円

	00円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 (配偶者がいる場合の1人目は11,000円)（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）				
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居1に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円	同		618千円	206,000円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同		1,365千円	341,350円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）	同		0千円	0円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（企業監査、次長、課長等）。職の区分に応じ93,800円から49,400円までの範囲の額	同		0千円	0円
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する	同		338千円	338,064円

	条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同		240千円	239,913円

(3) 病院事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B ÷ A	(参考) 平成18年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成19年度	千円 45,756,981	(純損失) 千円 1,206,914	千円 24,867,453	% 54.3	% 55.6

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B ÷ A	(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成19年度	人 2,303	千円 10,214,389	千円 4,947,897	千円 3,736,982	千円 18,899,268	千円 8,206	千円 7,492

備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

2 表中「職員数」は、平成20年3月31日現在の人数である。

(イ) 特記事項 平成18年4月1日から一般職員の管理職手当を15%減額している。なお、平成10年8月1日から平成18年3月31日までの期間は、管理職手当を10%減額していた。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖縄県			
医 師	43.2歳	546,714円	1,244,347円
看 護 師	37.4歳	319,836円	517,225円
事務職員	43.3歳	378,305円	610,581円
団体平均			
医 師	43.9歳	575,233円	1,531,911円
看 護 師	39.7歳	332,917円	557,602円
事務職員	42.3歳	331,769円	511,520円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	団体平均
1人当たり平均支給額（平成19年度） 1,623千円	1人当たりの平均支給額 －千円
(平成19年度支給割合) 期末手当 3.00月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.70)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成19年4月1日現在）

沖 縄 県	団体平均
(支給率) 勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度額 その他の加算措置 (退職時特別昇給 無 1人当たり平均支給額 3,266千円	自己都合 23.50月分 33.50月分 47.50月分 59.28月分 定年前早期退職特例（2%から20%までの割合の額を加算）)
	勧奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分
	1人当たり平均支給額 26,136千円
	－千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算）	213,156千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	683,192円		
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	312人	12%	－%
県内全市町村	1,991人	0 %	0 %

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	15%	－%
県内全市町村	0 %	0 %

備考 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(エ) 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算）	655,739千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	303,442円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成19年度）	93.8%

手当の種類（手当数）			9
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	医師及び歯科医師以外の職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において感染症の病原体を有する者若しくは有する疑いのある者の看護等の作業又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	日額290円
	運転士	感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務	
夜間看護等手当	助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師若しくは看護補助員(看護学校を卒業した者に限る。)又は管理者がこれらに準ずると認める職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時まで)において行われる看護等の業務	深夜の全部を含む勤務 1回6,800円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時まで)において行われる看護等の業務	深夜における勤務時間が4時間以上 1回3,300円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時まで)において行われる看護等の業務	深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満 1回2,900円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時まで)において行われる看護等の業務	深夜における勤務が2時間未満 1回2,000円
病院事業医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員		正規の勤務時間以外の時間において救急患者に対処するために呼出しを受けて従事する1時間以上の業務	1回1,620円
巡回診療手当	医師及び歯科医師	離島へき地の巡回診療の業務	日額5,000円
	看護師、病理細菌技術者、診療放射線技術者		日額1,500円
暴風雨時手当	職員	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、特に勤務することを命ぜられたときの業務	1時間500円
医師手当	医師又は歯科医師	医療業務等	月額25,000円から月額200,000円までの範囲内の額
	医師	病理学的検査の業務	月額100,000円
	医師	放射線診療又は麻酔の業務	月額50,000円
離島診療支援手当	職員	離島病院等に勤務する職員以外の職員による離島病院等における診療支援の業務	離島診療支援手当基礎額に、支援業務に従事した日数を乗じて得た額
夜間特殊業務手当	施設管理技士	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる	深夜の全部を含む勤務 1回980円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜における勤務時間が2時間以上	1回650円

		業務	深夜における勤務時間が2時間未満	1回410円
精神保健業務手当	病院（精和病院を除く。）に所属する運転士	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者の搬送業務		日額230円
高電圧作業手当	職員	交流600ボルト以上又は直流750ボルト以上の電圧を有する電流の送電中における受送電設備の保守又は補修の作業		日額230円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成19年度決算）	1,804,640千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	784千円
支給実績（平成18年度決算）	1,727,194千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	757千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者 月額13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がない場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同	—	260,570千円	237,313円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居1に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円	同	—	268,778千円	182,346円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。 ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同	—	155,397千円	94,697円

単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）	同	—	23,554千円	461,835円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。職の区分に応じて、月額49,900円から110,100円の額	同	—	34,849千円	849,967円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 (1) 医師又は歯科医師 月額306,900円以内 (35年間漸減しながら支給) (2) 獣医師 月額8,000円以内 (8年間漸減しながら支給)	同	—	994,705千円	3,208,725円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額の合計額に、公署に応じ25%から4%までの割合を乗じた額	同	—	327,143千円	596,977円
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給(人事委員会で定める条件に該当する者は6年間)。給料及び扶養手当の月額の合計額に、公署に応じ、異動後4年間は6%から4%まで、5年目は4%、6年目は2%の割合を乗じた額	同	—		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同	—	319,682千円	234,715円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条

例（昭和47年沖縄県条例第43号）で定めた職員の1週間の勤務時間の状況である。

勤務時間の状況（平成19年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
40時間	午前8時30分	午後5時30分	午後零時から午後1時まで	日曜日及び土曜日

備考 「勤務時間の割り振り」は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分までの時間帯
又はそれに準じた時間帯に勤務時間が割り振られている職員の勤務時間である。

(2) 年次休暇の状況

職員に与えられる年次休暇の1人当たりの平均使用日数の状況である。職員に与えられる年次休暇
は、1年について20日であり、その年に受けなかった日数がある場合は、翌年に限り、繰り越すこと
ができる。

年次休暇の状況（平成19年1月1日から同年12月31日まで）

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	1人当たり 平均使用日数
757,468日	242,310日	20,521人	13日

備考 1 「全期間在職職員数」は、当該年の1月1日から12月31日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途中に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業及び分限休職の事由がある職員並びに派遣職員の数を除く。

2 「総付与日数」は、当該年の1月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の合計である。

3 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

(3) 特別休暇等の状況（平成19年4月1日現在）

種類	付与日数
1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により交通の制限又は遮断された場合	理由の発生している期間
2 風水震災その他非常災害により交通遮断された場合	理由の発生している期間
3 風水震災その他天災地変により職員の現住居が滅失又は破壊された場合	連続した15日以内
4 交通機関の事故等の不可抗力の事故の場合	理由の発生している期間
5 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）	理由の発生している期間
6 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	必要と認める日又は時間
7 選挙権その他の公民権行使する場合	必要と認める日又は時間
8 生後1年に達しない生児を育てる場合	1日2回各30分以上60分以内（合計90分以内）又は1日1回90分
9 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認める場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日に1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
10 職員の配偶者が出産する場合でその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める時間）の範囲内の期間
11 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1暦年について5日の範囲内の期間
12 夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	6月から10月までの期間内に5日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）の範囲内の期間
13 妊娠中及び出産後の女性職員が健康審査及び保健指導を受ける場合	1日以内で必要な時間
14 妊娠中の女子職員がつわり等の障害により勤務することが著しく困	一妊娠期間につき7日を

難な場合	越えない範囲内の期間
15 配偶者の出産のための看護、家事等に従事する場合	出産前10日以内及び出産後10日以内において、3日をこえない範囲で必要と認める期間
16 子供の予防接種を受けさせる場合	1日
17 旧盆の場合	旧盆該当日のうち1日
18 風水震火災その他天災地変により本人（3に区分する特別休暇に該当する場合を除く。）又は家族の住居の滅失、破壊による復旧作業	本人の住居の場合10日以内 家族の住居の場合5日以内
19 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、提供に必要な登録、検査、入院のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
20 社会に貢献する活動を行う場合	1暦年について5日の範囲内の期間

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4号）に基づき、分限処分に付された者の状況である。

分限処分の状況（平成19年度）

（単位：件）

処 分 事 由	地方公務員法	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号及び第2項第1号	0	0	735	735
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	1		1
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			0	0
沖縄県職員の分限に関する条例第2条による場合	第27条第2項			4	4
地方公務員法第28条第4項により失職した者					0
沖縄県職員の分限に関する条例第6条により失職しなかった者					0
合 計		0	1	739	740

備考 1 職員のうち、地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由の区分に計上している。

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

(2) 懲戒処分の状況

地方公務員法に基づき、懲戒処分に付された者の状況である。

懲戒処分の状況（平成19年度）

（単位：件）

処 分 事 由	地方公務員法	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計

法令に違反した場合	第29条第1項第1号	2	3	7	0	12
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	1	4	2	0	7
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	1	2	1	0	4
合計		4	9	10	0	23

備考 1 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上している。

2 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

5 職員の服務の状況

地方公務員法第38条及び営利企業等の従事制限に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第5号）の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況である。

営利企業等の従事許可の状況（平成19年度）

区分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	99件	99件

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

（1）研修の状況

地方公務員法第39条の規定に基づき任命権者が行う職員の主な研修の状況である。

研修の状況（平成19年度）

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
新採用職員研修（前期、後期）	ビジネスマナー、文書事務の基本、知事講話、施設見学（動物愛護管理センター等）、交流レクリエーション、地方公務員制度、地方自治制度、財政のしくみ、福利厚生と共済制度、沖縄の歴史と文化、行政改革、環境美化活動、給与のしくみ、心と体の健康管理等	平成19年度当初に採用された全職員及び前年度中途に採用された職員。ただし、医師、看護職員及び現業職員を除く。	前期 1回 後期 2回	69人 68人
【教育庁】初任者研修会	法定研修（一般及び教科指導）	教職1年目教諭	25回	130人
【警察本部】新採用職員研修（初任科、初任補修科）	団体生活を通して、警察官としての職責の自覚と社会人としての心構えを養うとともに体力気力の鍛成を図るための教養等	平成19年度に採用された全警察官等	初任科：3回 初任補修科：3回	86人 110人
【病院事業局】新採用看護職員研修	局長講話、地方公務員制度、地方自治制度、沖縄県の福祉・保健・医療政策、県立病院の役割、地方公営企業法、交流レクリエーション、接遇、病院事業経営、給与のしくみ、看護専門職業人として新採用者に望むこと、先輩の体験から、グループワーク	平成19年度に採用された看護職員及び前年度中途採用職員	1回	105人
一般職員第2部研修	キャリアデザイン、行政法（演習）、行政課題研究I（ブレインストーミング）、公務員倫理I、メンタルヘルス	初級職採用後7年経過した全職員及び上級職採用後3年経過した全職員	4回	113人
監督者第1部研修	公務員倫理II、政策形成入門、企業経営に学ぶ、メンタルヘルス	平成19年度に主査相当職に昇任した全職員	5回	157人
管理者第1部研修	コーチング、セクシュアル・ハラスマント、公務員倫理III、メンタルヘルス、広報と伝達	平成19年度に本庁班長級に昇任した全職員	2回	63人

管理者第3部研修	目標による行政運営、メンタルヘルス	平成19年度に本庁課長級に昇任した全職員	1回	17人
管理者特別研修	副知事講話及び著名人による講演	本庁課長（出先機関における相当職を含む。）以上の職にある職員	1回	287人
【教育庁】経験者研修（5年、10年、15・16年）	5年：実践的職務遂行能力の向上 10年：法定研修（教科指導等） 15・16年：広い視野に立った力量の向上	教職5年目、10年目、15・16年目教諭	5年：5回 10年：34回 15・16年：3回	5年：174人 10年：167人 15・16年：117人
【警察本部】昇任時研修	警察署中核となる勤務員としての知識技能の習得	巡査部長及び警部補に昇任し、又は昇任が予定されている警察官	2回	6人
【教育庁】カウンセリング実践講座	カウンセリングの理論・実践	教育相談担当者等	36回	20人
省庁等派遣研修	県の業務と密接な関係のある省庁等との人的ネットワークを構築し、職員の視野を広め意識改革の実現を図るため、省庁、民間企業等へ職員を派遣する。	—	1回	19人 (内訳) 知事部16人 教育庁1人 企業局2人
自治大学校研修	地方自治に関する高度で専門的な知識を習得するため、自治大学校へ職員を派遣する。	—	2回	4人

(2) 勤務成績の評定の状況

地方公務員法第40条の規定に基づき、任命権者が行う勤務成績の評定の状況である。

勤務成績の評定の状況（平成19年度）

評定の方法	評定者	評定結果の活用
【評価方法】 業務遂行の過程において発揮した能力、意欲・姿勢、業務行動及び業務実績を評価 【対象職員】 課長级以上の職員	所属長等	昇給及び勤勉手当の成績率の決定
【評価方法】 所属長による勤務成績の報告及び面接 【対象職員】 条件附採用職員	所属長等	条件附採用職員の正式任用

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

厚生制度の状況（平成19年度）

区分	内容	実施状況
職員の保健に関すること	定期健康診断	【知事部等】受診率98.8%
職員の元気回復に関すること	職員球技大会	バレーボール、卓球、バドミントン、ソフトボール、ボウリング、テニス、パークゴルフ、（8ブロックで実施）
その他厚生に関すること	職員住宅	【知事部】4カ所（311戸） 東京18戸、名護90戸、宮古80戸、石垣125戸 【企業局】1カ所（4戸）名護市
	警察職員待機宿舎	【警察本部】32宿舎、419戸
	ライフプランセミナー等	【知事部】 (1) 平成19年8月20日から同月21日まで 退職準

		備型 (2) 平成20年2月7日 在職充実型 【教育庁】 平成19年7月23日から同月27日まで 生涯設計セミナー 【警察本部】 平成19年10月15日及び17日並びに平成19年10月18日 ライフサイクルプランセミナー
		職員互助会の運営 【知事部】 補助金額 36,942千円 補助率 50% (会員1人当たり補助金額6,265円) 【教育庁】 補助金額 80,080千円 補助率 47.8% (会員1人当たり補助金額6,047円) 【警察本部】 補助金額 16,399千円 補助率 18.8% (会員1人当たり補助金額5,608円)

(2) 公務災害補償の状況

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく職員の公務災害補償の状況である。

ア 公務災害（平成19年度）

前年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末未処理件数
		公務上	公務外		
41	189	191	4	0	35

イ 通勤災害（平成19年度）

前年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
0	7	6	0	0	1

第3 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号）に基づき、人事委員会が実施した競争試験及び選考試験の状況である。

(1) 採用試験の実施状況（平成19年度）

ア 上級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
行政 I	1,676	1,397	72	40	34.9
社会福祉	129	107	16	7	15.3
機械	43	38	4	1	38.0
土木	94	78	26	13	6.0
化学	44	39	14	8	4.9
農業	61	56	28	16	3.5
農業土木	14	13	8	4	3.3
農芸化学	28	22	8	4	5.5
畜産	15	11	5	2	5.5
林業	15	13	5	2	6.5
水産	24	22	6	2	11.0
計	2,143	1,796	192	99	18.1

イ 中級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
学校事務	1,160	810	60	40	20.3
警察事務	184	133	12	10	13.3
計	1,344	943	72	50	18.9

ウ 初級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
一般事務	387	207	5	2	103.5
警察事務	234	131	5	3	43.7
計	621	338	10	5	67.6

エ 警察官試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
警察官A (男性)	901	715	302	93	7.7
警察官A (女性)	245	175	21	4	43.8
警察官A (武道指導)	11	10	5	2	5.0
警察官B (男性)	1,042	731	160	33	22.2
警察官B (女性)	226	164	16	3	54.7
警察官B (武道指導)	3	3	2	0	—
計	2,428	1,798	506	135	13.3

オ 身体障害者を対象とした採用選考試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
一般事務	21	15	4	1	15.0
学校事務	11	10	4	1	10.0
計	32	25	8	2	12.5

カ 採用試験の実施日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第1次試験合格発表日	第2次試験日	最終合格発表日
上級試験	5月8日	5月8日から5月21日まで	6月24日	7月11日	7月29日から8月15日まで	8月31日
中級試験	7月13日	7月13日から7月27日まで	9月23日	10月5日	10月21日から11月2日まで	11月15日
初級試験	7月13日	7月13日から7月27日まで	9月23日	10月5日	10月21日から11月2日まで	11月15日

警察官A	5月8日	5月8日から 5月21日まで	7月8日	7月20日	9月1日から 9月25日まで	10月18日
警察官B	7月13日	7月13日から 7月27日まで	10月14日	10月26日	11月10日から 11月27日まで	12月20日
身体障害者を対象とした採用選考試験	7月13日	7月13日から 7月27日まで	10月14日	10月26日	11月9日から 11月16日まで	12月20日

(2) 採用選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した採用選考の状況である。

採用選考の状況（平成19年度）

職種	選考申請人數						選考承認人數
	知事部局	教育委員会	警察本部長	病院事業局	その他	合計	
統括監級	2					2	2
課長級	2	2	4			8	8
班長級	1		1			2	2
主査級	2	2				4	4
主事	5		1			6	6
科部長				3		3	3
科副部長				2		2	2
医長				7		7	7
医師	4			37		41	41
看護師				135		135	135
薬剤師	1					1	1
管理栄養士				1		1	1
診療放射線技師				2		2	2
獣医師	7					7	7
学校栄養職員		4				4	4
研究員	2		1			3	3
研究主事		3				3	3
主任専門職員		8				8	8
専門員		2				2	2
渉外事件調査員			2			2	2
計	26	21	9	187		243	243

(3) 昇任試験の実施状況

職員の任用に関する規則に基づき、警察本部長が実施した昇任試験の状況である。

昇任試験の実施状況（平成19年度）

試験の種類	受験資格	試験日	申込者数	受験者数	第1次合格者	最終合格者	競争倍率
	大学卒業者 巡査の階級に2年以上 在級している者 短大卒業者 巡査の階級に3年以上	(前期) 1次 平成19年6月9日 2次 平成19年7月5日 3次	502	502	168	60	8.37

巡査部長 (一般)	在級している者 その他 巡査の階級に4年以上 在級している者	平成19年7月18日及 び平成19年7月19日						
		(後期) 1次 平成19年10月13日 2次 平成19年10月23日 3次 平成19年11月13日及 び平成19年11月14日	545	545	88	38	14.34	
警部補 (一般)	大学卒業者 巡査部長の階級に2年 以上在級している者 短大卒業者 巡査部長の階級に3年 以上在級している者 その他 巡査部長の階級に4年 以上在級している者	(前期) 1次 平成19年5月19日 2次 平成19年6月14日 3次 平成19年7月10日及 び平成19年7月11日	425	425	62	28	15.18	
		(後期) 1次 平成19年9月30日 2次 平成19年10月16日 3次 平成19年11月5日及 び平成19年11月6日	441	441	46	22	20.05	
		1次 平成19年4月28日 2次 平成19年5月11日 3次 平成19年6月11日及 び平成19年6月12日	276	276	52	19	14.53	

(4) 昇任選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した昇任選考の状況である。

昇任選考の状況（平成19年度）

職種	選考申請人數										選考承認人数
	知事部局	議議長	選挙管理委員会	代表監査委員	教育委員会	人委員会	警察本部長	企業局	病事業局	合計	
部長級	10	1			1					12	12
統括監級	20				2		1	2		25	25
課長級	41	1		1	3		6	3	2	57	57
班長級	80	1			24		7	2	5	119	119
主査級	85	4	1		42	1	6	2	8	149	149
主任技師	56							6	3	65	65
主任研究員	14									14	14
主任保健師	3									3	3
主任医師	1									1	1
主任歯科医師	1									1	1
看護教諭	4									4	4
教授	1									1	1
助教授	2									2	2

副院長									1	1	1
医療部長									2	2	2
科部（副）長									17	17	17
医長									12	12	12
科技師（副）長									1	1	1
看護主幹									6	6	6
主任看護師									17	17	17
学校栄養主査					3				3	3	
主任研究主事					2				2	2	
参事官							2		2	2	
調査官							4		4	4	
刑事官							3		3	3	
計	318	7	1	1	77	1	29	15	74	523	523

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法の規定に基づき、人事委員会が実施した報告及び勧告の状況である。

給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(平成19年度)

報告及び勧告の年月日	報告及び勧告の内容	実施状況
平成19年10月12日	<p>報告</p> <p>1 給与改定について</p> <p>(1) 納料表 納料表（教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。）については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じて改定する必要がある。また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行う必要がある。</p> <p>(2) 扶養手当 扶養手当については、人事院勧告に準じた改定をする必要がある。</p> <p>(3) 期末手当及び勤勉手当 期末手当及び勤勉手当については、年間の支給月数を0.1月引き下げ、4.35月とする必要がある。 支給月数の引き下げ分は、本年度においては12月期の勤勉手当を引き下げ、平成20年度以降においては6月期、12月期の勤勉手当が均等になるように配分することとする。 また、再任用職員並びに一般職の任期付研究員及び任期付職員についても、この改定との均衡を考慮した措置を行う必要がある。</p> <p>(4) 地域手当 地域手当の支給割合は、平成22年3月31日までの間は、地域手当の級地区分ごとに人事委員会規則で定める暫定的な支給割合としており、国の改定に合わせ平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の支給割合を改定する必要がある。</p> <p>(5) その他の課題 特殊勤務手当については、制度本来の趣旨や社会情勢の変化等を踏まえ、業務の実態について引き続き精査を行い、適切な見直しに努める必要がある。 勤務実績の給与への反映については、給与構造改革の柱の一つであることから、その趣旨を踏まえ、引き続き職員の勤務実績が的確に反映される制度の構築に努める必要がある。 また、教育職員の給与のあり方については、現在、国において検討が進められているところであり、今後とも、その動向に留意する必要がある。</p> <p>2 公務運営について</p> <p>(1) 新たな人事評価制度の整備 能力・実績に基づく人事管理を推進していくためには、新たな人事評価制度について、職員の職務遂行能力や勤務実績を的</p>	

確に把握することを基本に地方公務員法の改正も見据えつつ、これまでの試行結果の十分な検証及び職員をはじめ関係者の意見等を踏まえながら、実効性のある制度設計に取り組む必要がある。

(2) 多様な人材の確保及び育成

近年、本県においても景気回復に伴い民間企業の採用が拡大しており、優秀な人材の確保及び育成がますます肝要になってきている。

社会状況の変化に合わせ、公務に多様な有為の人材を確保していくためには、一般職の任期付職員の活用を検討するなど計画的な人材確保を図る必要がある。

また、複雑・多様化する行政課題に適切に対応できる職員を育成するため、人材育成基本方針、研修計画等に基づき、職員の資質向上や能力開発を推進していく必要がある。

(3) 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮については、これまで「時間外勤務等の縮減に向けた取組方針」の策定や同指針に基づく実施細目プログラムの実践、年次休暇等の各種休暇の取得促進など任命権者において様々な取組を行ってきたところである。職員の健康を保持し、公務能率の向上を図る観点から、総実勤務時間の短縮に向けた取組を引き続き推進していく必要がある。

なお、時間外勤務の縮減にあたっては、管理者において適正な時間管理を行うとともに、職員の意識改革の徹底や事務の効率化などの取組を更に推進する必要がある。

勤務時間については、人事院報告において見直しが言及されているところであり、今後の国や他の都道府県の動向に留意する必要がある。

(4) 心身の健康管理対策

職員の心身の健康の保持増進を図ることは、職員の福祉の向上のみならず、職員がその能力を十分に發揮し、県民へ良質な行政サービスを提供するためにも重要であり、任命権者においては、積極的に健康管理対策を推進していく必要がある。

特に近年は、精神疾患による休職者が増加傾向にあり、心の健康づくり対策は重要な課題である。任命権者においては、厚生労働省の示した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を踏まえ、職場環境の改善やメンタルヘルス不調への対応、復職支援の円滑化など心の健康づくり対策を更に強化する必要がある。

(5) 男女共同参画社会の推進

女性職員の登用については、これまで幅広い職務経験の付与、計画的育成及び職域の拡大等に努めてきたところである。

今後も引き続き男女共同参画社会の推進、次世代育成支援など仕事と家庭の両立に向けた施策の充実を図る必要がある。

(6) 公務員倫理の確立

行政に対する県民の信頼を確保するためには、職員一人一人が県民全体の奉仕者としての自覚を持ち、公務員として高い倫理観や使命感を保持し続けることが肝要である。

そのため、管理者による注意喚起や職員倫理規定の周知、研修の実施等により綱紀肅正に万全を期すなど、引き続き公務員倫理の確立に努める必要がある。

3 励告実施の要請について

給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、情勢適応の原則に基づき、適正な職員の給与水準を確保するためのものである。

今日、複雑・多様化する行政ニーズに対し、職員は様々な分野で業務に精励しており、給与は、そのような職員の努力や実績に的確に報いていく必要があると考える。

議会及び知事におかれでは、給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

勧告

1 改定の内容

(1) 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別記第1（省略）のとおり改定すること。

イ 諸手当

（ア）扶養手当

配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額（職員に配偶者がない場合の1人に係る手当の月額を除く。）を各1人につき6,500円とする。

（イ）期末手当及び勤勉手当

a 勤勉手当の支給割合

（ア）平成19年12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.625月分（特定幹部職員にあっては、0.825月分）とすること。

勧告どおり実施

	<p>(b) 平成20年度以降については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.675月分（特定幹部職員にあっては、0.875月分）とすること。</p> <p>b 再任用職員の勤勉手当の支給割合 12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.35月分（特定幹部職員にあっては、0.45月分）とすること。</p> <p>c 期末手当の支給割合 12月に支給される大学の学長の期末手当の支給割合を1.7月分とすること。</p> <p>(2) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正</p> <p>ア 給料表 現行の給料表を別記第2（省略）のとおり改定すること。</p> <p>イ 期末手当の支給割合 12月に支給される期末手当の支給割合を1.7月分とすること。</p> <p>(3) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正</p> <p>ア 給料表 現行の給料表を別記第3（省略）のとおり改定すること。</p> <p>イ 期末手当の支給割合 12月に支給される期末手当の支給割合を1.7月分とすること。</p>	
2 改定の実施時期	この改定は、平成19年4月1日から実施すること。ただし、1の(1)のイの((1))、(2)のイ及び(3)のイの改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。	勧告どおり実施

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第47条の規定に基づき、職員が勤務条件に関する措置の要求をした状況である。

勤務条件に関する措置の要求の状況

（平成19年度）

区分	前年度末現在未処理件数	措置要求件数	処理件数	前年度末現在未処理件数に係る処理件数	今年度の措置要求件数に係る処理件数	年度末現在未処理件数
県分	給与	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
市町村等分	給与	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

備考 1 件数は、措置要求をした個々の職員1人をもって1件とし、数人の職員が共同で措置要求した場合も職員1人をもって1件としている。また、1人の職員が2以上の異なる区分について同時

に措置要求した場合は、それぞれを1件としている。

2 「措置要求件数」は、人事委員会に対して措置要求がなされたものすべての件数である。

3 「処理件数」には、措置要求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。

4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法第50条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分についての不服申立てをした状況である。

不利益処分に関する不服申立ての状況

(平成19年度)

区分		前年度末現在未処理件数	不服申立て件数	処理件数	前年度末現在未処理件数に係る処理件数	今年度の不服申立て件数に係る処理件数	年度末現在未処理件数
県 分	分限処分	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
	懲戒処分	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
	転任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	2 (1)	2 (1)	0 (0)	2 (2)	0 (0)
市 町 村 等 分	分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	懲戒処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	転任	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
合計		0 (0)	3 (2)	2 (1)	0 (0)	2 (2)	1 (1)

備考 1 件数は、不服申立てをした個々の職員1人をもって1件としている。

2 「不服申立て件数」は、人事委員会に対して不服申立てがなされたものすべての件数である。

3 「処理件数」には、不服申立てが適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。

4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。